

**改正**

平成17年3月31日条例第22号

平成23年12月27日条例第39号

平成25年3月29日条例第25号

平成30年3月30日条例第8号

吹田歴史文化まちづくりセンター条例

(設置)

**第1条** 歴史と文化のまちづくりにかかわる市民相互の交流及び連携の促進を図り、地域に息づく歴史及び文化を保存し、発展させることにより、まちに個性、魅力及び潤いをもたらし、地域社会の発展に寄与することを目的として、歴史文化まちづくりセンターを設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 歴史文化まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田歴史文化まちづくりセンター
- (2) 位置 吹田市南高浜町6番21号

(事業)

**第3条** 吹田歴史文化まちづくりセンター（以下「歴史文化まちづくりセンター」という。）は、市及び市民の協働を図りつつ、次の事業を行う。

- (1) 歴史と文化のまちづくりに係る市民活動の支援並びに市民相互の交流及び連携の促進に関すること。
- (2) 歴史と文化のまちづくりに係る情報の提供に関すること。
- (3) 歴史と文化のまちづくりに係る講座、研究会等の開催に関すること。
- (4) 地域の民俗資料の収集及び活用に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(使用等の許可)

**第4条** 歴史文化まちづくりセンターの施設の使用又は観覧をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用又は観覧を許可しないことができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは観覧の許可を取り消し、若しくはその使用若しくは観覧を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

**第7条** 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

**第8条** 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

**第9条** この条例に基づく処分によって使用者又は観覧の許可を受けた者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

**第10条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市民を中心に組織される営利を目的としない団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に歴史文化まちづくりセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史文化まちづくりセンターの管理に関し市長が必要と認め

る業務

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者に歴史文化まちづくりセンターの管理を行わせる場合においては、歴史文化まちづくりセンターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。この場合において、当該団体は、規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。
- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 第1項の規定により指定管理者に歴史文化まちづくりセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

**第11条** 前条第1項の規定により指定管理者に歴史文化まちづくりセンターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成15年6月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第7条、第9条から第

11条まで、第13条から第15条まで及び別表の規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日条例第22号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条第2項から第4項までに係る部分に限る。）は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月27日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田歴史文化まちづくりセンター条例別表の規定は、平成24年4月1日以後の使用について適用する。

3 この条例による改正前の吹田歴史文化まちづくりセンター条例別表多目的室の項の規定は、平成24年3月31日までの使用について適用する。

**附 則**（平成25年3月29日条例第25号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**別表**（第7条関係）

歴史文化まちづくりセンター使用料

（単位 円）

施設の名称	使用時間						1時間増すごとに
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ギャラリー兼音楽室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200
和室(1)	300	400	400	700	800	1,100	100
和室(2)	300	400	400	700	800	1,100	100
和室(3)	300	400	400	700	800	1,100	100

玄関の間	300	400	400	700	800	1,100	100
茶の間	300	400	400	700	800	1,100	100

備考

- 1 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、別に市長が定める場合を除き、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、本表使用料の20割増しの額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。
- 3 別に市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。